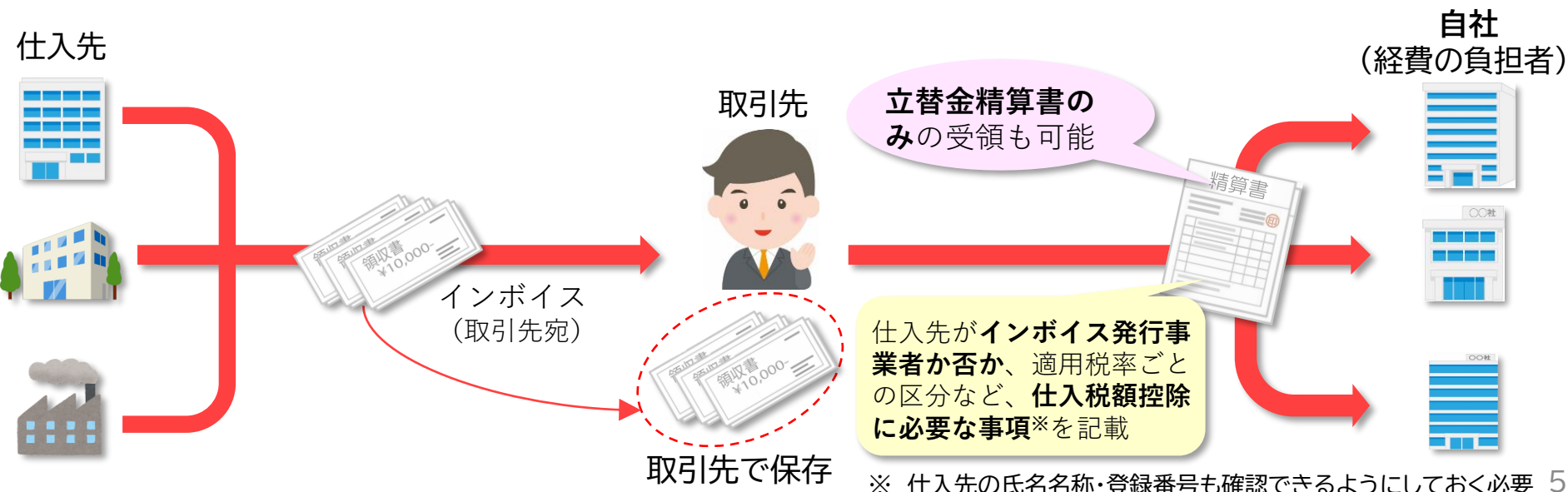
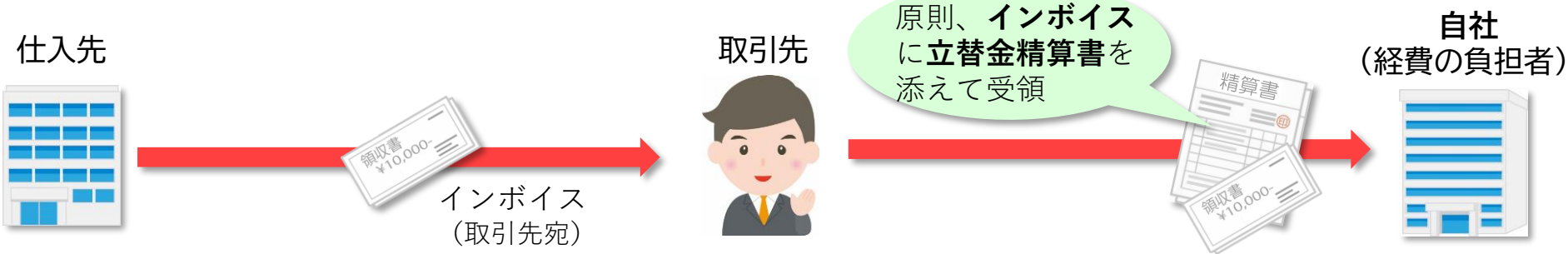


立替金精算書の交付方法

- > 取引先に経費を立替払してもらった場合、“取引先名”の宛名のインボイスの保存では控除不可であり、取引先が作成した「立替金精算書」により、**自身の仕入れであることを明確にする必要**
- > ただし、仕入先や経費の負担者が大量でコピーが困難などの事情がある場合、取引先名の**インボイスを取引先において保存し、自社は「立替金精算書」のみの保存**をもって仕入税額控除を行うことも認められる



※ 仕入先の氏名名称・登録番号も確認できるようにしておく必要 5